

共通

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
1	試験全般	学科か実技か、どちらかひとつだけの受検は可能ですか？	どちらか一つだけの受検は可能です。
2		学科か実技のひとつだけ受検でも合格となりますか？	一つだけの合格は一部合格となります。 なお、一つだけの合格では、技能士の称号は受けられません。
3		この試験に合格するとどんなメリットがありますか？	1級(または2級)キャリアコンサルティング技能士と称することができるほか、キャリアコンサルタントとして求められる一定のスキルについて公証されることなどを挙げることができます。 また、キャリアコンサルタント(国家資格)の登録ができます。
4		パソコンを持っていないので、ホームページが見られないのですが。	公共機関(図書館や公民館)等でホームページを見ることができます。そちらをご覧ください。 なお、受検案内は検定センター開設時に次の方法で取得できます。 【郵送での請求】 [1] 氏名、住所、電話番号(平日昼連絡先)を記載した紙と [2] 角形2号の返信用封筒(「受検申請書請求」と表書きし、返信あて先と140円切手(1セットの場合)を貼付のこと)の2点を 〒201-8691 日本郵便株式会社 狛江郵便局 郵便私書箱第6号 キャリアコンサルティング技能検定 検定センターに郵送してください。
5		試験はいつ実施されますか？	翌年度の実施計画は毎年、3月末までにHPに掲載してお知らせいたします。
6		試験は年に何回行われますか？	1級試験は、後期に1回、2級試験については、前期、後期と年2回実施を予定しています。
7	受検資格	平成28年3月末までに標準レベルのキャリア・コンサルタント養成講座を修了(または試験に合格)しています。受検資格はどのようになりますか？	平成28年4月1日から5年以内に限り、キャリアコンサルタント試験の受験要件を満たす講習を修了した者(またはキャリアコンサルタント試験に合格した者)とみなされます。よって、受検資格3(または5)で受検可能です。
8		養成講座を受けた団体と、標準レベルのキャリア・コンサルタント試験を受けた団体がちがいます。受検資格はどのようになりますか？	受検資格はいずれか一つを満たすことで受検可能です。実務経験年数が3年で受検する場合は標準レベルのキャリア・コンサルタント試験を受けた団体の証明(試験合格又は資格保有)があれば受検可能です。
9		標準レベルのキャリア・コンサルタントとは何ですか？	検定HP「技能検定概要」をご参照ください。
10		キャリアコンサルタント試験の受験要件を満たす講習と同等またはそれ以上の養成講座とは具体的にどのような講座をいうのですか？	検定HP「受検申請」の『参考:標準レベルのキャリア・コンサルタントとは』をご参照ください。
11		現在、キャリアコンサルタント試験の結果待ちで試験の前には合否が判明するのですが、受検資格はどのようになりますか？	受検申請時に必要な証明書類がない場合、試験合格の確認ができないため、この受検資格での申請書は受理できません。他の受検資格で受検申請をしてください。
12		学士・修士での受検資格にある検定職種に関する科目とは具体的にどんな科目ですか？	検定HP「技能検定概要」の『学士・修士における履修対象科目』をご参照ください。
13	受検申請	受検申請書はどのように入手すればいいのですか？	検定HPからダウンロードする方法と、検定センターに請求する方法があります。詳しくは「受検申請」のページをご覧ください。
14		申し込みにはどのような方法がありますか？	個人申し込みと団体申し込みがあります。どちらも申請書類を検定センターに郵送してください。詳しくは検定HP「受検申請」をご参照ください。
15		受検申請に必要な証明書類を紛失してしまいました。証明書等を発行した団体が今はありません。どのようにすればいいのですか？	受検資格に応じた証明書類が添付されていないと申請書は受理できません。 なお、証明書がない場合であっても、2級は5年以上の実務経験があれば受検資格を満たします。1級は10年以上の実務経験となります。
16		過去の受検申請に際し、実務経験欄に記入し、かつ証明書類も送付したので、以後の受検申請にあたっては記入及び証明書等は添付しなくてもいいのですか？	受検申請書は試験実施ごとに毎回審査を行います。受検に際して必要事項の記入と証明書類の添付は受検申請ごとに行ってください。(不備の場合は受理できない場合があります。)

共通

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
17	受検申請	「受検申請書に不備があった場合受理できない」とはどういうことですか？	受検申請書に氏名の一部、生年月日が未記入、受検資格に該当しない(実務経験年数が不足または確認できない)、添付された証明書類の不備、受検手数料の不足の場合は、受理できません。この場合、申請書類等はすべてご返却します。また、払込まれました受検手数料は振込手数料を差し引いてご返金いたします。
18		受検申請書を提出後、受検希望地、2級から1級及び両方受検から学科のみへの変更はできますか？	受検申請受理後の変更は一切できません。受検希望地の他、受検級、試験区分も変更できませんのでご注意ください。
19		受検申請後、今回の受検を取りやめ、次回試験への振り替えは可能ですか？	受検申請を受付後、審査を行います。審査が確定した段階で受検申請受理となります。この受検申請受理後は、受検申請者の都合による如何なる理由があっても取り消しはできません。次回以降の試験への振り替えもできません。この場合、受検手数料の返金も致しません。事前に受検についてご確認の上、受検申請をしてください。
20		受検申請書の記載にあたって一部間違えてしまったが、どうすればよいですか？	間違えた箇所に2重線を引いて押印し、正しい内容を記載してください。あるいは申請書類を再度HPから入手するか申請書のみ検定センターから取り寄せ、書き直してください。なお、修正ペン、修正テープ等での訂正は不可です。
21		申請書の「協議会からの情報提供を希望する」にチェックすると何が送られてくるのですか？	協議会主催の研修、セミナー、イベント等のご案内をさせていただくことがあります。合格者の方には、合格証書送付の際「技能士会」入会のご案内のパンフレット等をお送りしています。
22		受検申請書を送付して1ヵ月後に引っ越し予定です。受検申請書の住所の記載はどのようにすればよいですか？	受検申請書には、現在の自宅住所を記載してください。受検申請後、住所が変更になった場合は、協議会に変更届を提出してください。ご提出いただいた変更届けが通知文書等の送付先住所として反映できる期限は、試験ごとに検定HPの「新着情報」でお知らせします。最寄の郵便局にも住所変更の届けを忘れずに行ってください。
23		簡易書留と特定記録、どちらで送付すればよいですか？	郵送でしたらどちらでも可能です。詳しくは日本郵便のHPをご覧ください。
24	簡易書留または特定記録で送付とありますが、それ以外で送った場合は受け付けてくれないのですか？	左記以外の方法で送付された場合であっても、申請期間内の郵送であれば受付は行います。ただし、送付に伴う事故等があった場合の対応は、申請者ご自身で行ってください。	
25	実務経験	会社で部下の面談をしていました。実務経験になりますか？	「受検資格」の実務経験とは、「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談業務」で「相談者の希望に応じて実施される継続的・反復的」なものになります。会社方針に基づく面談や評価制度に伴う部下との面談は該当しません。
26		中学、高校など学校で教師として行った進路指導は実務経験に入りますか？	上記と同様に、キャリアに関する相談で「相談者の希望に応じて実施される継続的・反復的」なものになります。ご自身がされた相談業務がこれにあたるものかをご確認ください。
27		ボランティアも実務経験に入りますか？	就労形態に関わらず、受検資格に該当する相談業務として行ったものは実務経験となります。
28		日常の活動において、キャリアに係わる研修や勉強会で指導をしています。これは実務経験に入りますか？	講習や勉強会での研修講師の経験だけでは実務経験には該当いたしません。ご不明なときは協議会にお問い合わせください。
29		キャリアコンサルタントの仕事と同じ時期に掛け持ちしていました。受検資格に必要な実務経験年数は3年に満たないのですが、延べ時間数を実務経験の年数に換算し、加算してよいのですか？	延べ時間を年数に換算はできません。あくまでも実際に携わった期間の通算となります。同時期に複数の実務経験がある場合は主要なものひとつで算出してください。

共通

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
30	実務経験	自分のやってきた相談はメンタル寄りなのですが、実務経験に入りますか？	相談業務の内容は原則として、相談者の希望に応じて実施されるキャリアに関する相談とその他の支援をいいます。よって、この定義に当てはまればメンタルヘルスに関する相談であってもキャリアに係わる相談として実務経験に含まれます。
31		実務経験がないと受検できないのですか？	技能検定試験は実務経験を有している者の技能のレベルを問うものとしています。受検資格として実務経験がない場合は受検はできません。なお、お持ちの資格等によって必要な実務経験年数が異なりますので受検資格を参照してください。
32		受検申請書の実務経験の「内容」にはどんなことを書けばいいのですか？	相談者の希望に応じて実施されたキャリアに関する相談とその他の支援について、対象者、相談件数を記載してください。
33		実務経験の年数は、大学卒業、大学院修了、キャリアコンサルタント試験の合格後からカウントされるのですか？	大学卒業、大学院修了、キャリアコンサルタント試験の合格年に関わらず、現在までの実務経験の通算年数となります。
34		実務経験はどうやって証明すればよいのですか？	実務経験は自己申告です。受検申請書に申請者本人が記入することで可能です。よって従事証明等は必要ありません。なお、受検申請書の審査により、虚偽の申請が明らかになった場合は、受検受理はできません。また、合格した場合は取り消しとなります。
35	団体申込	個人での受検手数料の支払いは可能ですか？	可能です。その場合は、受検申請書(B票)に払込控えを貼り付けてください。
36		団体申し込みを行ったが、受検手数料の支払いは請求書払いにしたい。	請求書による支払いをご希望の場合は、検定センターにご連絡下さい。後日、請求書を送付します。指定期日までにお振込みください。なお、個人申し込みと同様、個人ごとの支払いも可能です。その場合は、受検申請書(B票)に払込の控えを貼り付けてください。
37		社内の受検希望者をまとめて申請することは可能ですか？	法人格を有する団体で、2名以上申請する場合は「団体申し込み」制度があります。詳しくは検定HP「受検申請」を参照してください。
38		すでに申請書を送ってしまったが、受検者の追加は可能ですか？	追加者の申請書類が受検申請受付期間内の消印であれば可能です。なお、「団体申し込み取りまとめ票」は追加した内容で再提出してください。
39	受検手数料	「B票」に払込控えを貼り忘れて送ってしまった。	振込した日付、金額、金融機関名、名義を検定センターに連絡してください。
40		金額を間違えて振り込んでしまった。	不足および過払いの場合、いずれも検定センターに連絡してください。その上で次の対応を行ってください。 不足の場合：不足金額を払込み、控え(コピー可)を検定センター宛に郵送してください。 過払い：返金いたしますので別途振込口座をご連絡ください。なお、振込み手数料は申請者でご負担いただきます。
41		受検手数料の領収書がほしい。	検定センターまたは協議会に連絡してください。
42		受検手数料はインターネットバンキングでも振込みできますか？	インターネットバンキングを利用してお振込みも可能です。その場合は、振込控えをプリントアウトいただき、受検申請書(B票)に貼付して送付してください。
43		払込控えを紛失してしまいました。どのようにすればよいのでしょうか？	払込した日付、金額、金融機関名、払込み名義を記入した用紙を「B票」の払込控え欄に貼付してください。
44		受検申請したが、試験日の都合が悪くなった。受検を取り消したい。返金して欲しい。	受検申請期間内に取消しの申し出があった場合は申請書類一式を返却し、受検手数料を返金します。振り込み手数料は受検者でご負担いただきます。受検申請受理後はいかなる理由があっても取消し、返金および振り替えはできません。
45	証明書類	添付する証明書類の名前が、現在の名前とは違います。このまま提出していいのですか？	受検申請書(A票)の該当欄に氏名が変更となった理由を記載してください。
46		添付の証明書類について再発行の申請をしていますが、申請期間内に間に合いません。後で別に送ってもいいのですか？	申請期間内に申請書に必要な書類が添付されていない場合は、申請書の不備となり、受検受理はできません。必要な証明書類は申請時にすべて添付してください。

共通

番号	分類	Q(質問)	A(回答)
47	実技試験	実技試験は論述と面接の両方受けなければならないのですか？	実技試験に合格するには、論述試験と面接試験の両方受検する必要があります。
48		実技試験の論述と面接は、どちらかひとつ合格(到達)すれば一部合格になるのですか？	論述と面接の試験がそれぞれ合格基準に達したとき、実技試験合格となります。どちらかのみでは実技試験合格とはなりません。
49		実技(面接)試験の第1～第3の希望日は全て同じ受検地でないとダメですか？	同じでなくてもかまいません。受検地により設定された試験日の中から第1～第3の希望日と地区を記載してください。なお、試験日が2日間のみ設定されている地区を希望する場合でも、他の地区を希望に入れ、第3希望まで記入してください。また、第3希望まで全て記入されていない場合、協議会が調整日等の中から試験日を指定し、変更には応じられませんのでご注意ください。
50		実技(面接)試験の第1～第3の希望日で確定した後、面接試験日に予定が入った場合、日程の変更はできますか？	受検票で通知した面接試験の日時は変更できません。
51		実技試験が定員に達したため、受検できなかった場合、次回の試験では優先的に受けられるということですが、優先的とはどのようにするのですか？	定員を超えたため、受検受理できなかった受検希望者には、次回実技試験の受検ができるよう、優先に関する番号を発番し、次回の受検申請時に優先番号により配慮いたします。
52		所要点とは何ですか？	評価区分ごとの合格基準の最低点を指します。
53		評価区分とは何ですか？	実技試験の合否判定を行うための評価項目について関連項目を集合したものをいいます。所要点は評価区分ごとに満点の60%としています。評価区分については、検定HPの「技能検定概要」の実技(面接)試験実施概要をご参照ください。
54	その他	「キャリアコンサルティング技能検定」試験のためのテキストはありますか？	2級試験に関しては、協議会HPで「過去問題・解説集」のご案内をしていますのでご覧ください。
55		受検対策の講習会はありますか？	協議会では技能検定試験に伴う”受検対策講座”等は開講していません。
56		問合せをしたいので、メールかFAX番号を教えてください。	お問合せは電話のみでお受けしております。ご了承ください。
57		「キャリアコンサルティング技能検定」は国家検定ということですが、どういうことですか？	技能検定は厚生労働大臣が法律(職業能力開発促進法)に基づいて実施するもので、労働者の技能を検定し、公証する制度であり、「国家検定」と位置づけられています。